

～子どもたちに美しい川や海を残すために～

R4年度
から
実施中!

水洗化促進キャンペーン vol.5

地区公民館で水洗化相談会を実施しています

■ 問合せ 環境業務課 (☎41-2720)

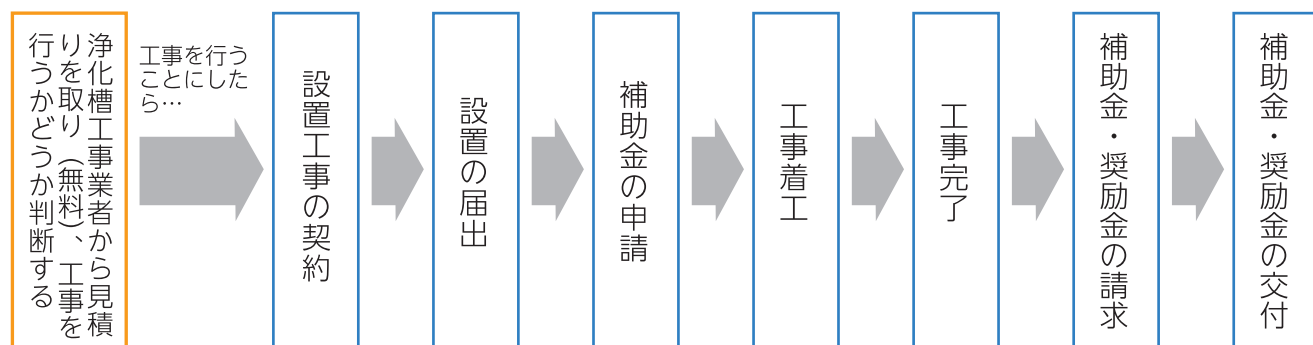
7月5日の台風4号に伴う大雨で、便槽内への雨水等の流入による緊急くみ取り収集の依頼が、5日からの1週間で82件ありました。市でも迅速に対応していきますが、このような大雨への対応も含め、便槽や便器を交換する際は、合併処理浄化槽や公共下水道への接続等の水洗化を検討してください。

今回は、毎月、地区公民館で行っている個別の水洗化相談会で、質問が多かった合併処理浄化槽設置および補助金・奨励金交付までの流れについて紹介します。



6月26日に吉野地区公民館で行った相談会には42組の参加がありました。合併処理浄化槽に関する相談が27件、下水道に関する相談が15件ありました。

合併処理浄化槽設置および補助金・奨励金交付までの流れ



詳しくは、市ホームページまたは環境業務課へお問い合わせください。

市HPはこちら→



浄化槽設置補助金申請予定件数
37件 (7月22日現在)

新たに下水道が使えるようになった地域の人へ受益者負担金の納付書が届きます

■ 問合せ 下水道課 (☎41-2844)

新たに下水道が使えるようになった地域

宮部、岩本、岩本新町1・2丁目、白銀、末広町、今山などの一部の地域。
(令和3年8月から令和4年7月にかけて下水道が整備されました)

受益者負担金制度とは

下水道が整備されることによって、生活排水の処理が便利になるなどの利益を受ける人に、建設費の一部を負担してもらう制度です。下水道が整備された土地の所有者または権利者の人に、受益者負担金の納付書が届きます。負担金の額は、土地の面積に1㎡当たり450円(一部地域を除く)を乗じた金額です。

▶納付書発送日 9月1日(木)

水洗化へのお願い

下水道が使えるようになった家庭は生活排水等の下水道接続工事が完成すると、「水洗化トイレ改造奨励金」を交付(新築・増築を除く)しています。また、水洗化促進キャンペーン期間中に限り、下水道供用開始から3年を経過した工事についても「生活排水適正処理交付金」を交付しています。企業局では、水洗化の普及促進のため、水洗化していない家庭への戸別訪問を行い、3年以内の水洗化工事をお願いしています。詳しくは、企業局ホームページまたは企業局へお問い合わせください。

企業局HPは
こちら↓



今月の水洗化相談会

公共下水道への接続や、合併処理浄化槽への切り替えについて、個別に相談を受け付けます。気軽に相談してください。

▶とき 8月28日(日) 13:15~16:45
▶ところ 三池地区公民館